

退職者医療制度

退職者医療制度とは

会社などを退職した人が65歳になるまでの間加入する制度で、この制度で医療を受けた時の給付費は、その大半が社会保険などからもらえる拠出金によってまかなわれ、市町村国保に過重な財政負担がかからない仕組みになっています。65歳をむかえると退職者医療制度からは外れ、国民健康保険課から新たな保険証をお送りします。

対象となる人

平成26年度までの間において次の条件すべてにあてはまる人が退職被保険者に該当します。また、その被扶養者も対象となります。

- 1 国保に加入している65歳未満の人
- 2 厚生年金や各種共済組合などから老齢（退職）年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降の加入期間が10年以上ある人

被扶養者（扶養家族）とは

退職被保険者とともに生活し、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の条件すべてにあてはまる人です。

- 1 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と、3親等以内の親族、または配偶者の父母と子
- 2 国保に加入している65歳未満の人
- 3 年間の収入が130万円（60歳以上の人や障がい者は180万円）未満の人

病気やケガをしたとき・保険税額について

医療機関で保険証を提示して受診します。保険税、医療費の自己負担割合は一般の国保と同様です。